

佐倉市補助金検討委員会（第1回）会議要録

日時	令和5年5月31日（水）15時～16時	場所	佐倉市役所1号館3階会議室
出席者	委員：岩崎委員、大原委員、田井委員、高橋委員、横田委員（五十音順）		
	事務局	木原財政部長 塩浜財政課長 石原主幹 伊藤主査 三田主任主事	
	その他	傍聴者 0名	
内 容			
<p>(1) 会議及び資料の公開に関する決定</p> <p>①会議は原則公開とする。</p> <p>②会議録は、詳細が多岐にわたることから要録とする。</p> <p>③会議要録は市政資料室及び佐倉市ホームページで公表することとする。</p> <p>④会議は要録作成のため録音することとする。</p> <p>(2) 議事</p> <p>1. 委員長及び委員長職務代理の選任</p> <p>互選の結果、大原委員が委員長に、横田委員が委員長職務代理に選任される。</p> <p>2. 補助金検討の概要について</p> <p>(委員長)</p> <p>補助金検討の概要について事務局に説明を求めます。</p> <p>(事務局)</p> <p>① 佐倉市の財政状況【資料1：令和3年度佐倉市決算（普通会計）の概要】</p> <p>② 補助金交付状況・法的位置づけ・見直し経過等【資料2～資料9】</p> <p>③ 補助金見直しの方法について、3つの基準を提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市単独事業で予算額が1,000万円以上の補助金 ・運営費補助に係る補助金 ・個人の資産形成に係る補助金 <p>(委員長)</p> <p>事務局の説明に対し、意見、質問等はあるか。</p> <p>(委員)</p> <p>運営費補助とは、資料20ページで「運営費」と区分されているものか。</p> <p>また、先ほどの事務局説明で「運営費補助については、交付基準の中で、5年を超えて継続されているものは合理的な理由を必要とする」とあったが、運営費補助とは単発の事業に補助するのではなく、企業ないし組織の運営に係るための補助であることから</p>			

5年を超えて補助が継続するケースがあるという理解で良いか。

(事務局)

その通り。運営費については、その団体が安定するまでの初期の運営に関して補助するものである。しかしながら、市の補助金がないと運営を継続できないという団体もあるため、個別の必要性や妥当性を確認の上、運営費補助の期間が5年を超えるものが存在している状況がある。

(委員)

そうすると、運営費補助については、本当に補助を継続する必要があるか、あるいはもう補助が不要であるにもかかわらず継続していないか等について、4年ごとに開催の本委員会で確認しようということか。

(事務局)

その通り。

(委員)

前回の委員会ではすべての補助金について検討しているが、今回は基準を設けて検討対象を絞ろうとする「抽出検査」になるため、抽出にあたって明快な基準がないと、補助を受けている団体側としては納得できないのではないか。抽出理由を明確にした上で、必要性があるところを中心に議論をする、その議論を通じて、全体の基準についても不合理な点がないかを見直すというのが今回の方針だと思う。

(委員長)

その他、意見、質問等はあるか。

(委員)

事務局から補助金見直しの方法について、3つの基準で提案があったが、3番目の「個人の資産形成に係る補助金」について確認したい。これは資料8の補助金等一覧で、分類区分が「個人」となっているものすべてではなく、更にその一部ということで良いか。

(事務局)

その通り。

(委員)

「資産形成」とはどのように判断するのか、その定義を詳しく説明していただきたい。

(事務局)

例えば、資料68ページのNo.110「近居・同居住替支援事業補助金」は、補助対象経費が住宅取得に係る費用なので、個人の資産形成に該当すると考えている。

(委員)

では NO.111 の賃貸住宅家賃への補助金や、No.123 の遠距離通学に関する補助金はどうか。

(事務局)

今の段階では資産形成に係る補助金をまとめた表は用意していないが、資料 68 ページでは No.112 などが個人の資産形成に係るものだと考えている。

(委員)

資産形成に該当するか否かは、手元に残るかで判断するということか。

しかし、災害関係の補助金について、災害対策を自助と考えると資産形成の一部を補助していることになるが、公助と考えると資産形成には該当しないため、どちらなのか議論になると思う。No.114 の中古住宅解体の補助金、これも判断が難しいと思う。解体費用自体は資産形成に該当しないが、解体後、住宅の建築に繋がるものと考えれば資産形成ともいえる。何をもちて資産が残るのかは意外と難しいかもしれない。資産形成の定義を広くするのか厳しくするのか、事務局としての考えは。

(事務局)

例えば No.107「止水板設置工事補助金」は、家の水害を防止するためのもので、形としては残るが、この補助金の趣旨は災害対策であることから個人の資産形成には該当しないと考える。そういった意味では資産形成の定義は広くしない、ということになる。

(委員)

そうすると申請者に対し補助金を支出することが、他の市民との関係で不平等になっているのでは、との疑いが生じているものに絞ってその適切性を検討し、同時にその事業自体の適切性、支給基準が公平性に配慮したものになっているかどうか運用実態を見るということか。資産形成とは何なのか明確にすべきである。

(委員)

補助金等一覧の資料を見ると補助事業数は 146 あるが、事務局提案の基準では本委員会で扱う、つまり審査対象となる補助事業数は 25 である。残りの補助事業は審査されないということになるので、どれを取り上げるかという基準は明確かつ客観的なものにする必要がある。

(事務局)

基準については、もう少し整理する。

(委員)

基準をもうちょっと明確にし、市民の方に対してもなぜ絞ったのかわかるようにすべ

き。検討対象事業の補助を受けている市民の方にも、なぜ検討対象になったのか、「ほとんどの補助金は検討対象になっていないのに」と思われたいよう、必要性について明快な説明をもう少し詰めていただくと良いのではと思う。

(事務局)

個人の資産形成に係る補助金について補足する。個人の資産形成に関するものの公金支出に関して、国では憲法議論からその支出の削減を強く主張する場面があると聞いている。

(委員)

その件について国から通知などはあったのか。

(事務局)

通知といった形で来たものはない。

(委員)

そうするとそんな非公式な意向だけがきいているということか。

背景を説明願いたい。

(事務局)

具体的に見た中では、片山善博元総務相の著書で、鳥取県知事時代、被災者へ補助金を出そうとしたところ、それは個人の資産形成に関するものだから望ましくないと国から連絡があったという。原資が税金であることから、供与を受ける人間とそうでない人間の間不公平が生じないかという線引きにおいて、公益性の議論は重要と考える。

(委員長)

その他質問等はあるか。 【→質問無し】

それでは以上の質疑を踏まえ、事務局は次回までに見直し作業を行うための、より詳細な資料作成を進めること。本日の議事は全て終了します、以上をもちまして第1回佐倉市補助金検討委員会を閉会する。